

議案第 5 2 号

曳舟文化センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

曳舟文化センターの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、曳舟文化センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
曳舟文化センター	東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地 株式会社ケイミックスパブリック ビジネス 代表取締役 橋本 鉄司	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

曳舟文化センターの指定管理者を指定する必要がある。